

## 旭川市随意契約の見直し計画調査結果（H20. 6. 1～H21. 5. 31）

### 1 隨意契約の状況調査

平成18年度に締結した随意契約について「競争入札に付することができないのか」、「真に随意契約の要件に該当するのか」の視点で見直し、随意契約の要件に該当するものを除き、競争入札等に移行する計画を立て平成20年6月から実施しました。

随意契約見直し計画で競争入札に移行するものが計画どおりになっているか、引き続き随意契約を行うものは「旭川市随意契約ガイドライン」の基準に合致しているか、また、平成20・21年度で新たに随意契約を実施した契約についても状況を調査しました。

### 2 競争性のある入札等への移行はほぼ計画どおり

競争性のある入札等への移行（競争入札、企画競争等）については見直し計画で142件に対して調査で139件とほぼ計画どおりです。

### 3 一者特命随意契約は計画以上に見直しました

随意契約のうち一者特命随意契約については、平成18年度実績で613件(90%)から、見直し計画で379件(56%)となり、さらに平成20・21年実績で280件(41%)と計画以上に見直しました。

また新規の契約では一者特命随意契約は153件契約し、合計で433件となっています。

### 4 一者特命随意契約の該当要件の主なもの

- ・他の者が有しない専門的な知識、特殊な技術等を必要とするもの  
計画= 55件 新規= 15件
- ・委託先が法令で定められている、又は法令により委託方法等が定められているもの  
計画= 53件 新規= 8件
- ・機器の保守点検、修理又は設置において、特殊な装置、部品等を要するもの  
計画= 28件 新規= 40件
- ・複数の条件を満たす者が一者に特定されるもの  
計画= 28件 新規= 13件
- ・既存のシステム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには、契約の相手方が特定されるもの  
計画= 22件 新規= 15件
- ・緊急の必要により入札に付することが出来ない（修繕において）  
新規= 20件
- ・特許権、著作権その他の者が有しない排他的権利の使用を必要とするもの  
計画= 18件 新規= 8件
- ・不動産の借り上げ等、契約の対象となる場所が特定されるために契約の相手方が特定されるもの  
計画= 16件 新規= 9件

### 5 今後の取組

一定額以上の随意契約については、引き続き契約の相手方、契約金額、随意契約することとした根拠条項、一者特命の随意契約とした理由、その他必要とした事項についてホームページで公表します。

また、今後とも一者特命の随意契約をするときは、真に随意契約の要件に該当するのかを選考委員会に諮ることとします。

・随意契約を件数で比較した状況

